

四日市市選管告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況を別紙のとおり公表する。

令和7年3月3日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

（選挙管理委員会事務局）